

業務部速報



No. 117

発行 26. 2. 4

JR東労組 業務部

「労使間の取扱いに関する協約」一部改正及び 申13号 改訂に関する申し入れ 2月3日全28項目提出！①

JR東労組は、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案以降、組合員の雇用と利益を守る為に、「労使間の取扱いに関する協約」の目的である信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持・向上を目指し、精力的に議論を行ってきました。

そのような中、令和7年12月24日にJR東日本会社から、「労使間の取扱いに関する協約」の一部改正についてならびに「労使間の取扱いに関する協約」の改訂についてが通知されました。

現在においても労使議論の最中である「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する組織再編や新人事賃金制度の導入によって、「労使間の取扱いに関する協約」に変更が生じることは理解します。しかし、協約の一部改正及び改訂は、労使合意が前提であり、不利益となる一方的な変更は認めることができない事からも、会社から提起された通知に真摯に向き合っていきます。また、会社から示された通知の中には、不利益変更になることも想定されることから、JR東労組としても組合員の雇用と利益を守る為に、協約の一部改訂案を示します。

社業の発展の前提は、安全・安定輸送の実現であり、今後もJR東日本が企業として成長し続けるためには、「労使間の取扱いに関する協約」の目的に則り、真摯な議論を積み重ねることが重要だと考えます。また、「労使間の取扱いに関する協約」の改訂についての通知の中に誤った記載があり訂正が行われたことからしても、成熟した議論を行うために、この間の議論に踏まえ、健全な緊張感を持って労使が向き合わなければなりません。したがって、下記のとおり申し入れます。

申し入れ項目

1. 「労使間の取扱いに関する協約」の一部改正及び改訂について、実施する目的を明らかにすること。また、JR東労組に対し不利益変更は行わないこと。
2. 第2章労使間協議における、経営協議会、団体交渉、苦情処理会議、簡易苦情処理会議について、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の労使議論における回答を修正し、労使間協議の設置単位を事業本部においては12箇所設置するとした、経過ならびに考えを明らかにすること。
3. 各地方本部等が締結した労働協約及び労使の議論経過は、事業本部発足後も継承すること。
4. 第3条(非組合員の範囲)について、「事業本部において会社が指定する者」に変更する理由を明らかにすること。また、対象者を具体的に明らかにすること。
5. 非組合員について、会社が指定する場合、労働組合法第2条の趣旨を踏まえること。
6. 第6条(経営協議会の設置単位)について、JR東労組各地方本部に対応する事業本部を明らかにすること。また、委員の選出、開催場所等についての考えを明らかにすること。
7. 第7条(協議委員)について、「協議委員の数以内」と変更する理由を明らかにすること。
8. 経営協議会について、第10条(議題等)に基づいた議論を行える体制を各事業本部において構築すること。また、組合側、会社側の協議委員数は同数とすること。
9. 経営協議会について、より労使間協議を深度化し、充実させるために、地方における協議委員の数を組合員が100人以下は4名以内、組合員が100人を超える場合には8名以内とすること。
10. 第15条(団体交渉の設置単位)について、JR東労組各地方本部に対応する事業本部を明らかにすること。また、委員の選出、開催場所等についての考えを明らかにすること。
11. 第16条(交渉委員)について、「交渉委員の数以内」と変更する理由を明らかにすること。
12. 団体交渉において、信義誠実対等の原則に従い、第18条(団体交渉事項)に基づき遅滞なく、責任をもって回答できる体制を構築すること。また、組合側、会社側の交渉委員数は同数とすること。